

瀬戸市アーティスト活動支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー、原材料等の価格高騰及び新型コロナウイルス感染拡大により、収益が悪化し、又は公演、展示等の活動機会が減少したアーティストの活動継続を支援するため、感染症対策を実施しながら行う文化芸術活動を支援することで、本市の文化芸術の振興を図ることを目的として、予算の範囲内で瀬戸市アーティスト活動支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 瀬戸市内に居住し、又は瀬戸市内を主な活動拠点にしている（自身に関わる文化芸術活動の過半が瀬戸市内で行われているものをいう。以下同じ。）アーティストで、個人又はグループ（瀬戸市内に居住し、又は瀬戸市内を主な活動拠点にしているアーティストを1名以上含むものに限る。ただし、法人格を有するものを除く。）であること。
- (2) 文化芸術活動により対価を得ており、第5条第1項の規定により交付申請をする日時点において過去1年以上継続して文化芸術活動を行っていること。
- (3) 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条までに規定する分野で活動していること。
- (4) エネルギー、原材料等の価格高騰及び新型コロナウイルス感染症により、アーティスト活動に影響を受けていること。
- (5) 申請者（グループで申請する場合は申請代表者）が瀬戸市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成者としな

- (1) 瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの
- (2) 反社会的勢力（暴力及び威力並びに詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する団体又は個人をいう。ただし、前号に規定するものを除く。）に該当するもの又は今後において反社会的勢力との関係を持つ意思のあるもの
- (3) 瀬戸市又は公益財団法人瀬戸市文化振興財団から補助金、支援金、助成金、委託費等が交付年度に支給されているもの又は支給を予定されているもの

(交付の対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる文化芸術活動（以下「助成事業」という。）は、次の各号に掲げる全てに該当するものとする。

- (1) 個人又はグループが、主催、共催等自主的に実施する又は出演若しくは出展するものであり、広く公開するものであること。ただし、当該個人又はグループ以外の者が主催する文化芸術活動に係る事業に参加する場合は、当該個人又はグループの活動にかかる部分のみを助成事業の対象とする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行ったものであること。

- (3) 前条第1項第3号に掲げる分野のものであること。
- (4) 令和5年1月1日以降から開始し、令和6年2月29日までに完了するものであること。

2 次に掲げる文化芸術活動は、助成事業としない。

- (1) 瀬戸市又は公益財団法人瀬戸市文化振興財団から補助金、支援金、助成金、委託費等が支給されているもの又は支給を予定されているもの
- (2) 応募者以外の作品を無断で利用する等、第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権その他の権利を侵害するもの
- (3) 特定の企業名等の宣伝又は広報を主な目的とするもの
- (4) 展示物、制作物等を販売することのみを目的とするもの
- (5) 特定の個人又は団体を誹謗中傷することを主な目的とするもの
- (6) 寄附又はその勧誘を主な目的とするもの
- (7) 宗教的又は政治的な宣伝又は主張が含まれるもの
- (8) 児童ポルノ、差別的又は暴力的言動、ヘイトスピーチ等公序良俗に反するもの
- (9) 応募者又は関係者名を偽った応募をしたもの
- (10) 日本国憲法、法律、政令、条例等社会で定められている法令に違反するもの
- (11) 前各号に規定するもののほか、瀬戸市長（以下「市長」という。）が助成事業とすることが不適切であると認めるもの

（助成対象経費等）

第4条 助成対象経費、助成率及び助成限度額は、別表に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5条 助成者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（第1号様式）を募集案内に定める募集期間内に市長に提出するものとする。

2 助成者がグループの場合は、瀬戸市内に居住し、又は瀬戸市内を主な活動拠点にしているアーティストのうち1人を申請代表者と定めた上で申請しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する申請書の提出があったときは、必要と認める書類の提示又は添付を求めることができる。

（申請の取下げ）

第6条 助成金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）が、申請の取下げをする場合は、その旨を記載した書面を市長に提出するものとする。

（助成事業の書類審査）

第7条 市長は、第5条第1項に規定する申請書の提出があった場合は、書類審査を経て、助成事業の採択の可否について決定を行うものとする。

2 市長は、助成事業の採択の決定を行ったときは、申請者に対し、速やかに助成採択通知書（第2号様式）を通知するものとする。この場合において、市長は、助成金の交付目的を達成するために必要と認める条件を付すことができる。

3 市長は、助成金の交付の対象とならない旨の決定を行ったときは、申請者に対し、速やかに

助成不採択通知書（第3号様式）を通知するものとする。

（助成対象事業の変更等）

第8条 前条第2項の助成採択通知書を受けた申請者（以下「助成採択決定者」という。）が、助成事業の内容を変更する場合又は助成事業を中止若しくは廃止する場合は、速やかにその旨を記載した変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成対象経費の20パーセント以内の配分変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の変更（中止・廃止）承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに申請者に対し、助成金交付変更（中止・廃止）承認通知書（第5号様式）を通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する承認をする場合において、助成事業の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第9条 市長は、助成事業の採択を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成事業の採択の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により助成事業の採択の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他助成事業の採択の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他市長が定める特に必要な場合に限る。

3 市長は、第1項の規定による取消し等をしたときは、速やかにその旨を助成採択決定者に通知しなければならない。

（助成事業の実施）

第10条 助成採択決定者は、第5条第1項に規定する申請書に記載した内容（第7条第2項の助成採択通知書に記載された採択の条件又は第8条第3項に規定する条件を含む。）の助成事業を実施しなければならない。

（実績報告書）

第11条 助成採択決定者は、助成事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和6年3月6日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

（交付の決定）

第12条 市長は、前条の事業実績報告書の提出があった場合は、書類審査を経て、助成金の交付の可否について決定を行うものとする。

2 市長は、助成金の交付の決定を行ったときは、助成採択決定者に対して、交付決定通知書（第7号様式）により速やかに通知する。

3 市長は、助成金を交付しない決定を行ったときは、助成採択決定者に対し、不交付決定通知書（第8号様式）により速やかに通知する。

(助成金の交付)

第13条 助成採択決定者は、前条第2項の通知を受けたときは、市長に対し、助成金交付請求書(第9号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の助成金交付請求書を受けたときは、当該助成金交付請求書の提出者に助成金を交付するものとする。

(検査等)

第14条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、助成採択決定者に対し、助成事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(関係書類等の整備等)

第15条 第12条の交付の決定を受けた者は、第10条により実施した助成事業に係る書類及び帳簿を常に整備しておかななければならない。

2 前項の書類及び帳簿は、助成事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(助成金の交付決定取消し等)

第16条 市長は、助成金の交付を受けた助成採択決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定を取り消し、又は既に交付されている助成金の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱及び募集案内に付した条件に違反したとき。
- (2) 第7条第2項の助成採択通知書に付した条件又は第8条第3項に規定する条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日をもって廃止する。ただし、第16条の規定による助成金の交付決定取消し等に関しては、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表(第4条関係)

助成対象経費	助成率	助成限度額
賃金、報償費、旅費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、原材料費並びにコロナ対策費※	3分の2以内	300千円

※ただし、コロナ対策費については助成の上限を2万円とする。